東京都労働組合連合会執行委員長 西川 晋司

## 2021年 年末一時金に関する要求書

10月15日、東京都人事委員会は、公民較差を $\triangle 103$ 円、 $\triangle 0.03$ %とし、職員の賃金が民間労働者を上回っているが、この較差はかなり小さく、おおむね均衡している状況であるとして、事実上6年連続して例月給の改定を見送りました。特別給・一時金については、民間の支給割合が職員の支給月数を0.10月下回っているとし、年間支給月数を0.10月分(再任用職員0.05月分)引下げ、4.45月(再任用職員2.35月)とする勧告を行いました。引下げについては、その全てを期末手当で行うとし、2年連続の期末手当引下げ勧告となりました。また人事委員会は、定年年齢引上げ後の60歳を超える職員の賃金水準について7割水準が適当とするなどの意見の申出を行いました。都労連は、事実上5年間ベースアップがないまま、実賃賃金が下がり続けてきた職員の生活悪化に一層拍車をかける賃下げ勧告と、2018年から議論を重ねてきた定年引上げの労使交渉に介入する意見の申出を断じて認めることはできません。

この間、都政に求められる役割と課題が年々多様化・高度化するとともに、1年延期された東京2020大会開催への対応や、都民の命と暮らしに直結する新型コロナウイルス感染症対策の業務が長期化する中で、多くの職場で業務量が増え、前年度を上回る超過勤務が続いています。職員は、長時間労働が続く厳しい状況のもとにあっても、感染症の拡大を防ぎながら、行政サービスを低下させることのないよう、日夜、使命感をもって働いています。

私たちは、都民の命を守り、暮らしを支え、教育の充実のため、都政を担う職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。事実上5年連続してベースアップがなかった職員は、首都圏で生活する生計費を反映し、生活改善につながる大幅賃上げを求めています。昨年、国や他団体に比べ突出して期末手当を0.10月分引き下げられた職員にとって、一時金の支給月数増は切実な要求です。コロナ禍の中で懸命に働いている職員が、安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、下記のとおり年末一時金について要求します。誠意ある回答を求めます。

記

- 1 年末一時金2.5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額を 期末手当とすること
- 2 上記の要求に対する回答を11月11日までに行うこと